

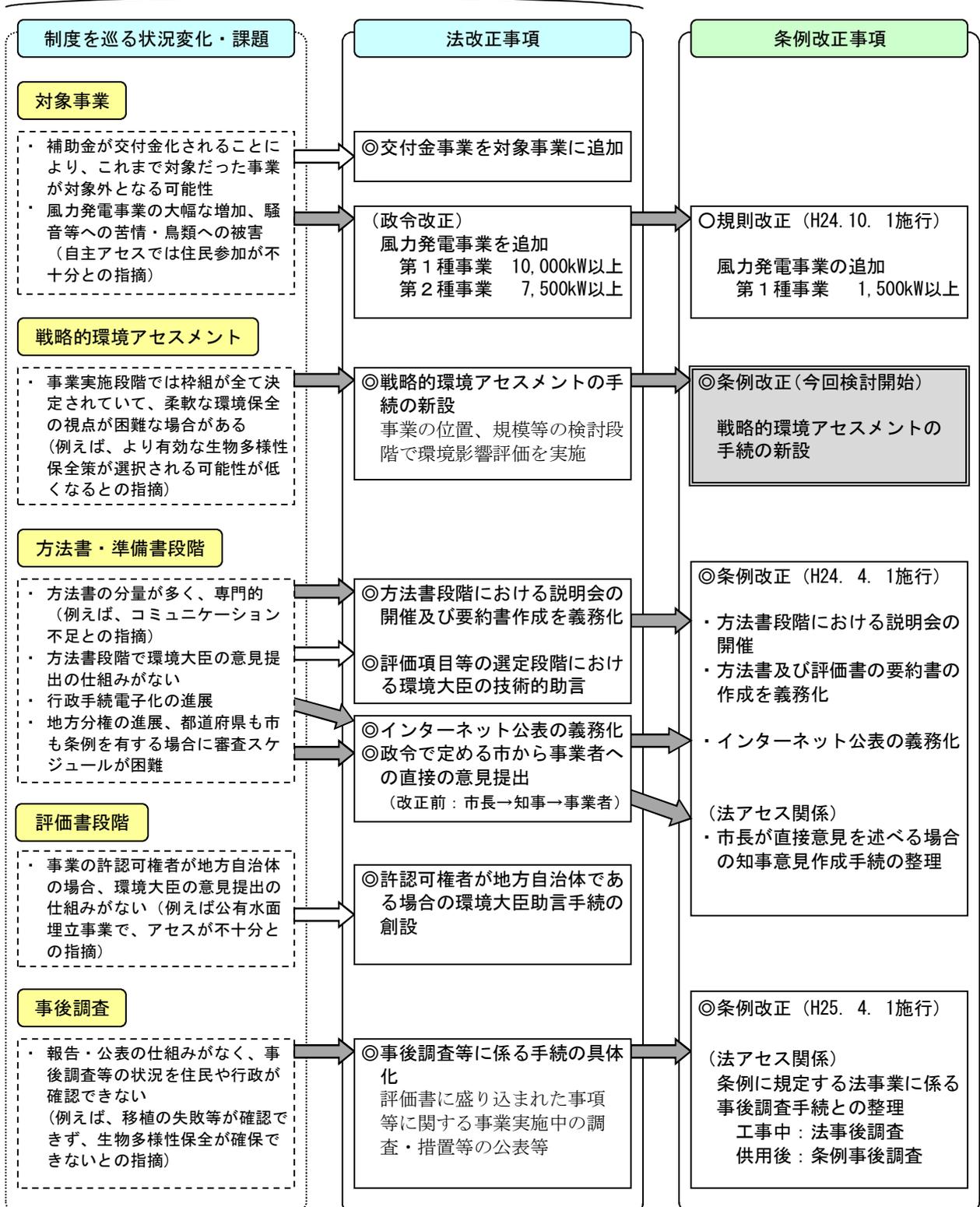
京都府環境影響評価条例一部改正 資料

環境影響評価法及び府環境影響評価条例改正の概要	1
環境アセスメント手続概略 フロー図	2
戦略的環境アセスメント（SEA）の概要	3
戦略的環境アセスメント手続きのイメージ図	4
他府県の検討状況	5

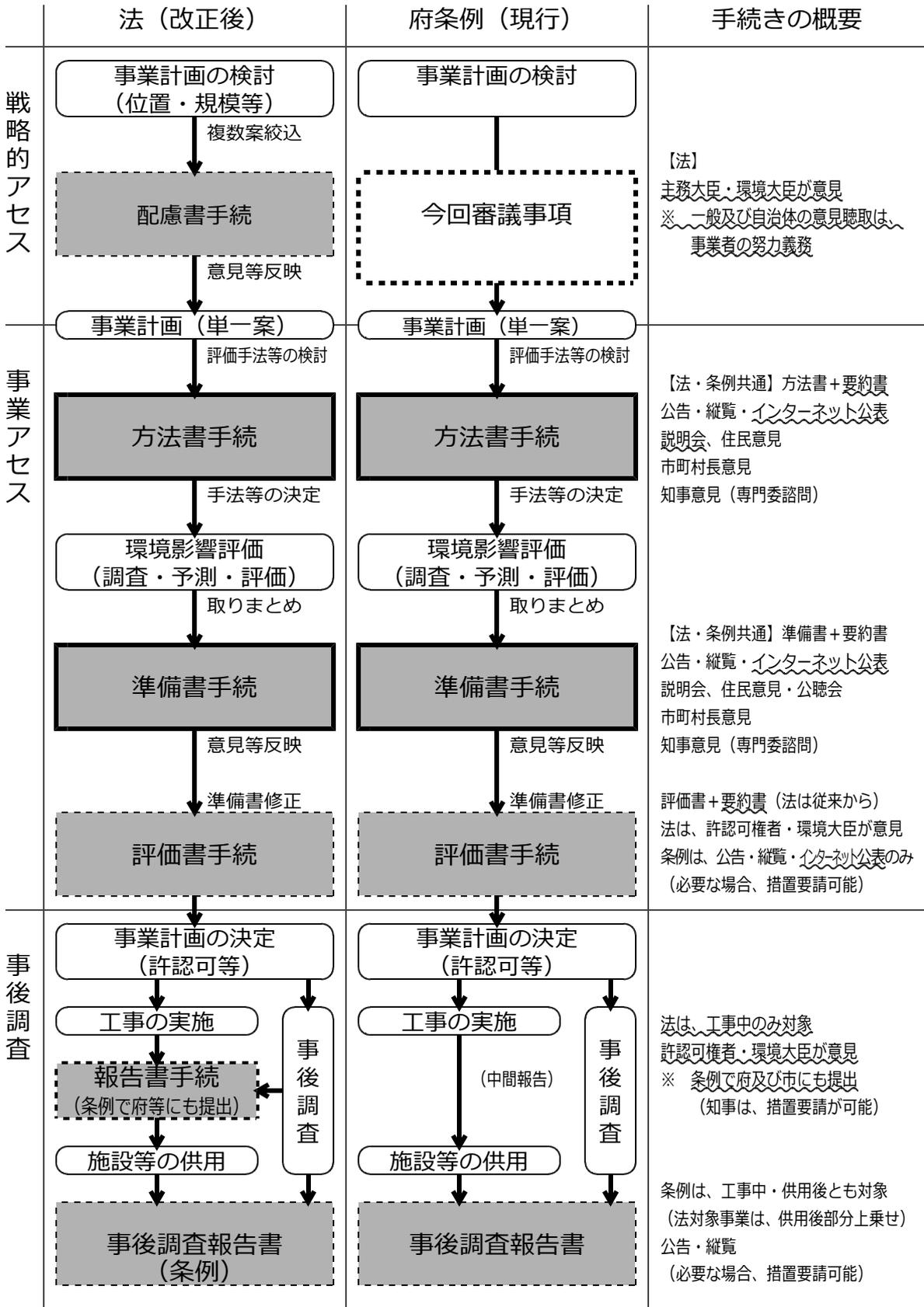
環境影響評価法及び府環境影響評価条例改正の概要

- 法施行後10年が経過し、社会状況の変化や法及び条例の運用実態から明らかになった課題に対応するため、法及び政省令が改正され、条例及び規則についても法改正事項を踏まえ、府環境審議会の答申を受け、平成23年度中に第1次の改正を実施。
- **戦略的環境アセスメント**については、法と条例の対象事業の違い等を踏まえ、継続審議とし、平成24年度に審議を再開。

法改正の概要



環境アセスメント手続概略 フロー図



■ 公開される図書。太線は住民意見機会あり、破線はなし又は義務付けなし。

○ 事業者が行う手続等 ~~~~~ 法及び条例改正事項

戦略的環境アセスメント（SEA）の概要

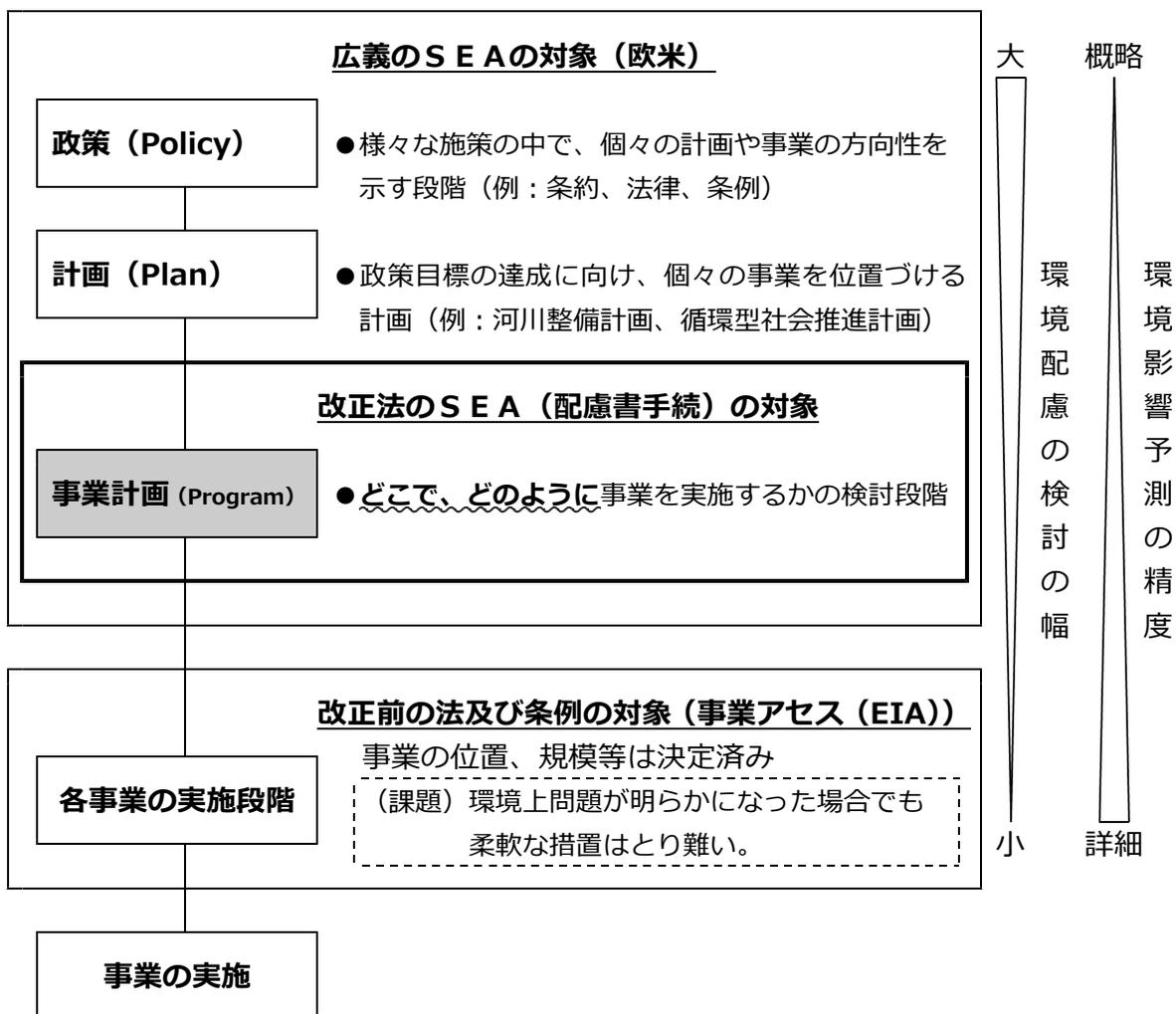
【概要】

個別の事業実施に先立つ個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策を対象とする環境アセスメント。

早い段階からより広範な環境配慮を行うことが可能。

欧米では、行政機関による法律・条例・計画段階においてSEAを実施し、政策レベルから事業実施に至るまでの各段階で環境配慮を行う制度となっている。

一方、改正環境影響評価法では、上位計画のうち、事業の位置・規模等の検討段階のものを対象としている。

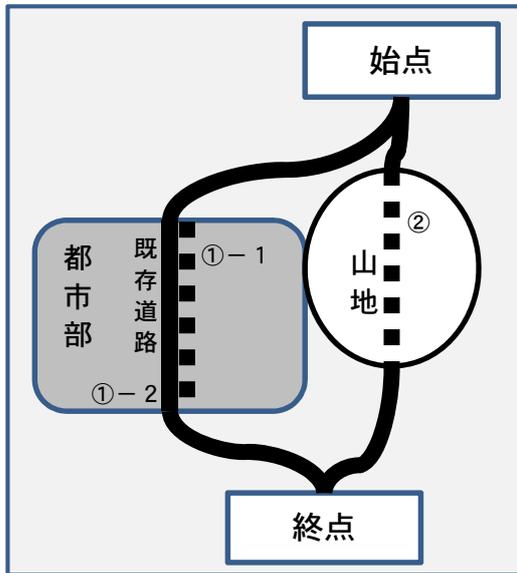


【配慮書手続のメリット】

- ・ 早期からの事業者による環境への配慮
- ・ 原則として複数案の比較評価を実施 → 重大な環境影響を回避
- ・ 事業計画の立案過程の透明性の確保
- ・ 事業計画の立案過程での住民、自治体等からの意見の反映
- ・ 検討結果の事業アセスへの活用（ティアリング） → 留意すべき環境要素の洗い出し

戦略的環境アセスメント手続のイメージ図

【①複数案の立案】



複数案（例：道路事業）

- ①-1案
既存道路の地下を通す案
- ①-2案
既存道路の上に高架を建設する案
- ②案
山地にトンネルを通す案
- ③案
事業を実施しない案（既存道路の改修等）

【②調査・予測・評価及び環境保全対策の検討】

既存資料・文献、専門家への意見聴取等により調査、予測を実施。各案を比較検討。結果を取りまとめ、事業者案を決定し、必要な環境保全措置を検討。

		案	①-1案 地下	①-2案 高架	②案 山地	③案 既存道路改修
環境面	大気質		△	△	○	×
	騒音		○	×	○	×
	水質（地下水）		△	○	×	○
	動植物		○	○	×	○
	景観		○	×	○	△
総合評価		①-1案を採用する。（理由 … ）				
環境保全対策		地下部の自動車排気ガスの放出口については、…				

※ ○：影響が小さい ×：影響が大きい △：中間

【③住民、自治体、大臣意見の聴取】

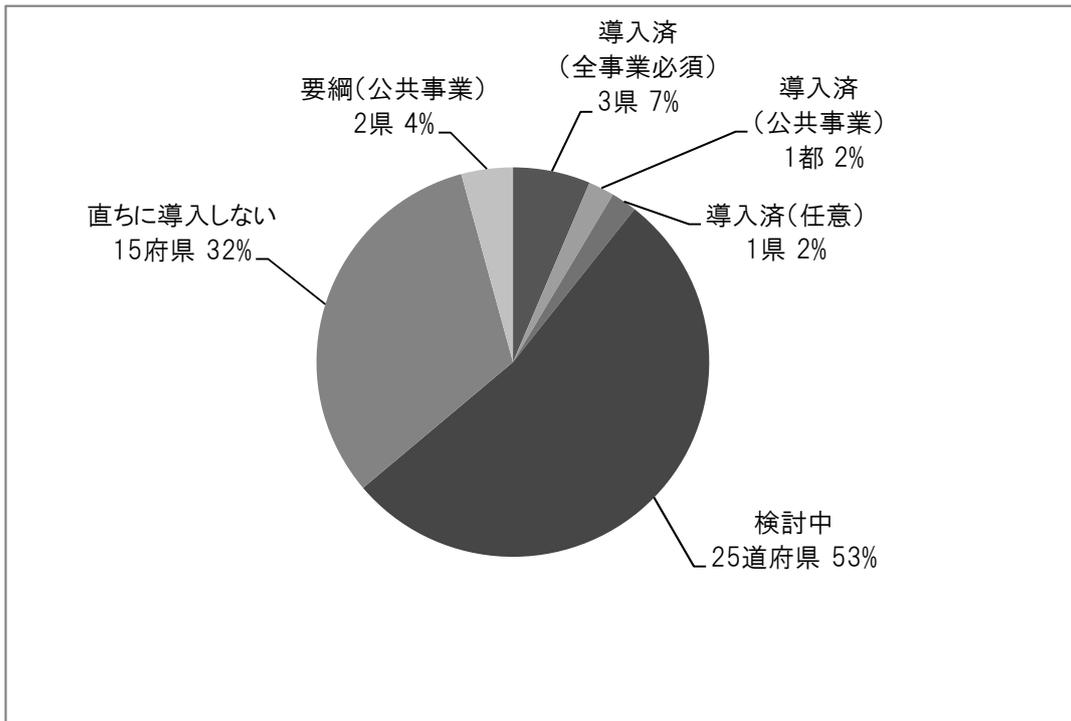
意見を踏まえ、評価結果、環境保全措置等を修正。

【④事業計画案の決定】（従来、計画が初めて明らかになる段階）

社会面、経済面の評価も踏まえ、事業計画を決定。従来の詳細な事業アセスを実施。

他府県の検討状況

導入済（全事業必須）	3	愛知県、島根県、沖縄県
導入済（公共事業のみ）	1	東京都
導入済（事業者の任意）	1	茨城県
検討中	25	
直ちに導入しない	15	
要綱（公共事業のみ）	2	群馬県、埼玉県
47		



8月31日現在

- ・ 半数以上の都道府県が検討中、15府県は直ちに導入することを見送り。
- ・ 一部の都道府県は、公共事業のみを対象又は任意の制度とし、民間事業を対象から除外。

(参考)

東京都（条例）	群馬県、埼玉県（要綱）	公共事業のみ
茨城県（条例）		事業者の任意（「できる」）規定

施行予定時期について

- ・ 導入済み及び検討中の都道府県の半数以上が未定。一部の都道府県は、法施行（H25.4.1）より遅らせる予定。

参考資料

法及び条例対象事業一覧	1
法配慮書フロー図	2
条例SEAの検討事項（例示）	3
戦略的環境アセスメント事例	4
他の制度による構想段階での検討	1 5
パブリック・インボルブメント事例	1 6
法と条例の関係	1 8

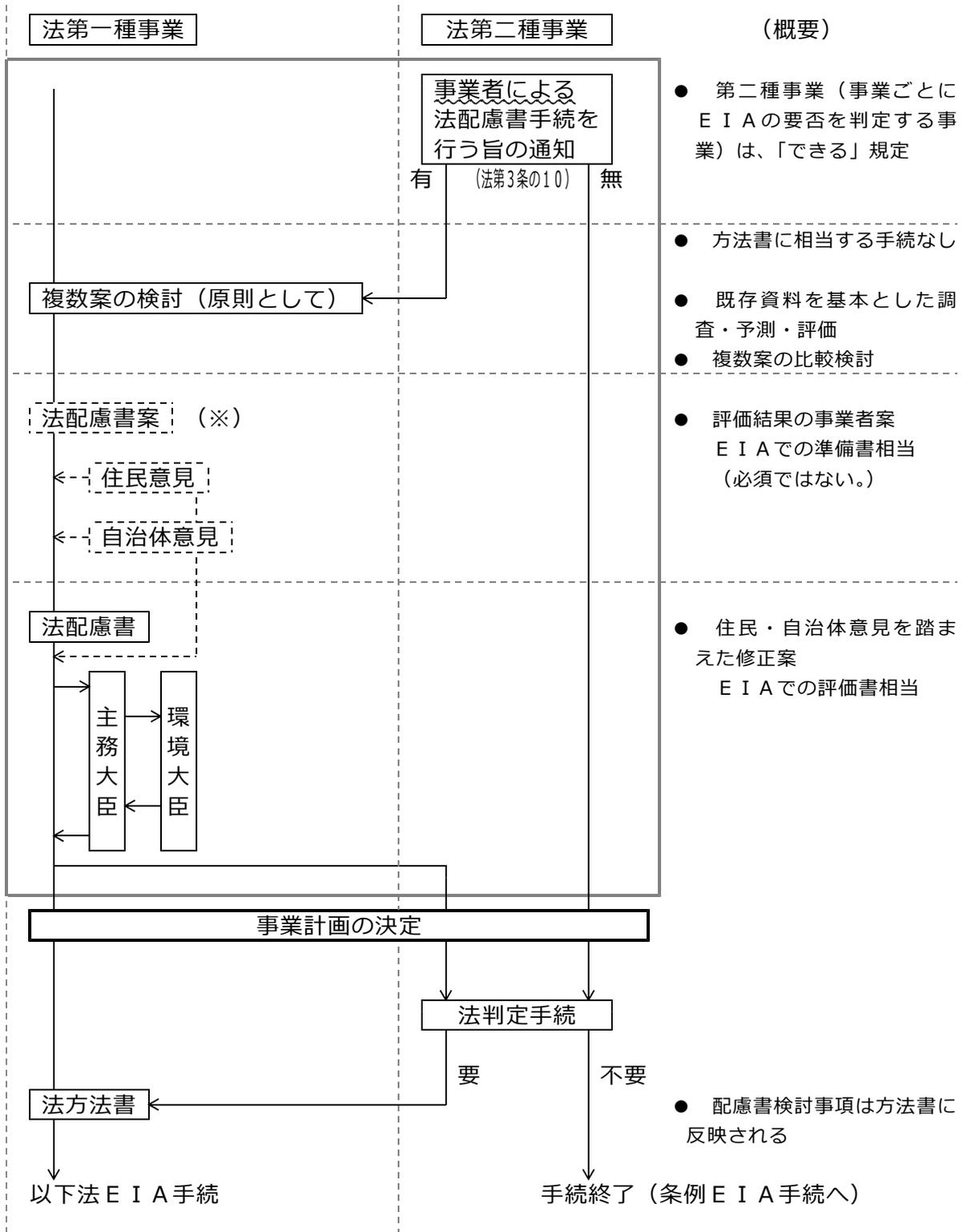
法及び条例対象事業一覧

事業の種類・内容	法第一種事業 (法アセス必須)	法第二種事業 (必要性判断)	条例第一種事業(※) (条例アセス必須)	条例第二種事業 (必要性判断)
1 道路				
高速自動車国道 首都高速道路等	全て 4車線以上のもの			
(1) 一般国道等	4車線・10km以上	4車線・7.5km以上	同左	4車線・5km以上
(2) 林道	幅員 6.5m・20km以上	幅員 6.5m・15km以上	同左	幅員 6.5m・10km以上
(3) 特定地域林道			幅員 5m以上・10km以上	
(4) その他の道路			4車線・7.5km以上	4車線・5km以上
2 ダム等				
(1) ダム	貯水面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
(2) 堰	湛水面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
(3) 放水路	土地改変面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
3 鉄道				
新幹線鉄道	全て			
(1) 普通鉄道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左	5km以上
(2) 新設軌道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左	5km以上
4 飛行場				
	滑走路長さ2,500m以上	1,875m以上	同左	1,400m以上
5 発電所				
(1) 水力発電所	出力 30,000kW以上	22,500kW以上	同左	16,500kW以上
(2) 火力発電所	出力 150,000kW以上	112,500kW以上	同左	84,000kW以上
地熱発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上		
原子力発電所	全て			
風力発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上	1,500kW以上	
6 廃棄物処理施設				
最終処分場 廃棄物焼却施設 し尿処理施設	埋立処分場所面積 30ha以上	25ha以上	5ha以上 処理能力 4t/時間以上 処理能力 100kl/日以上	
7 水面の埋立て及び干拓				
	50ha超	40ha以上	同左	30ha以上
8 土地区画整理事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
9 新住宅市街地開発事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
10 工業団地の造成事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
11 新都市基盤整備事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
12 流通業務団地造成事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
13 住宅団地の造成事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
14 工場又は事業場の設置				
			最大燃料使用量 15kl/h以上 平均排水量 10,000m ³ /日	10kl/h以上 7,500m ³ /日
15 農用地の造成				
			75ha以上	50ha以上
16 レクリエーション施設用地の造成				
			75ha以上	50ha以上
17 2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの				
			75ha以上	50ha以上

※ 条例第一種事業＝法第二種事業規模の事業は、配慮書段階においては法判定前であるため、条例第一種事業から除かれる。
網掛け・太字 ＝法第二種事業規模以下の掘下げ事業及び横出し事業（配慮書段階では、当該事業のみが条例第一種事業）
特定地域林道 ＝自然公園法、森林法、京都府環境を守り育てる条例等により指定等されている地域を通過する林道

法配慮書フロー図

(具体的な手続の内容は、事業種ごとに主務省令で規定)



(※) 法配慮書手続では、住民意見及び自治体の意見聴取は、法第3条の7により努力義務とされており、聴取のタイミングは「配慮書又は配慮書の案」とされている。
 基本的事項において、可能な限り、複数の段階で、「配慮書の案」について、一般の意見を求めた後、関係地方公共団体の長からの意見を求めるものとされている。

条例SEAの検討事項（例示）

① SEAの導入及びその段階

- ・ 政策、上位計画
- ・ 位置、規模等選定段階 = 法配慮書手続
- ・ 導入しない

② 対象事業

【規模】

- ・ 法第2種事業 = 法配慮書手続（できる規定）→実施しない場合
- ・ 条例第1種事業 = SEA段階では、横出し、裾下げ事業のみ
- ・ 条例第2種事業
- ・ 条例第2種事業未満

【事業実施主体】（自治体によっては、公共事業のみを対象）

- ・ 公共事業 … パブリック・インボルブメント手続等との関係
- ・ 民間事業 … 計画策定段階での情報開示の可否等

③ 調査・予測・評価の内容

（法配慮書手続の概要）

- ・ 原則として、複数案の比較・検討。
- ・ 現実的である場合は、事業を実施しない案を複数案に含めるよう努める。
- ・ 既存資料による調査を基本とし、専門家への意見聴取、必要に応じ現地調査を行うこととされている。
- ・ 予測は、可能な限り定量的に行う。
- ・ 評価は、環境面からのみについて行い、各案について、環境項目ごとに比較することによる。（経済面、社会面を含む最終的な決定は、事業者）

④ 手続の内容

【手続の流れ】

- ・ EIAでの方法書相当（評価方法） = 法配慮書では不要
- ・ EIAでの準備書相当（暫定結果） = 法配慮書では努力義務（一般・自治体意見）
- ・ EIAでの評価書相当（評価結果） = 法配慮書では義務（大臣意見）

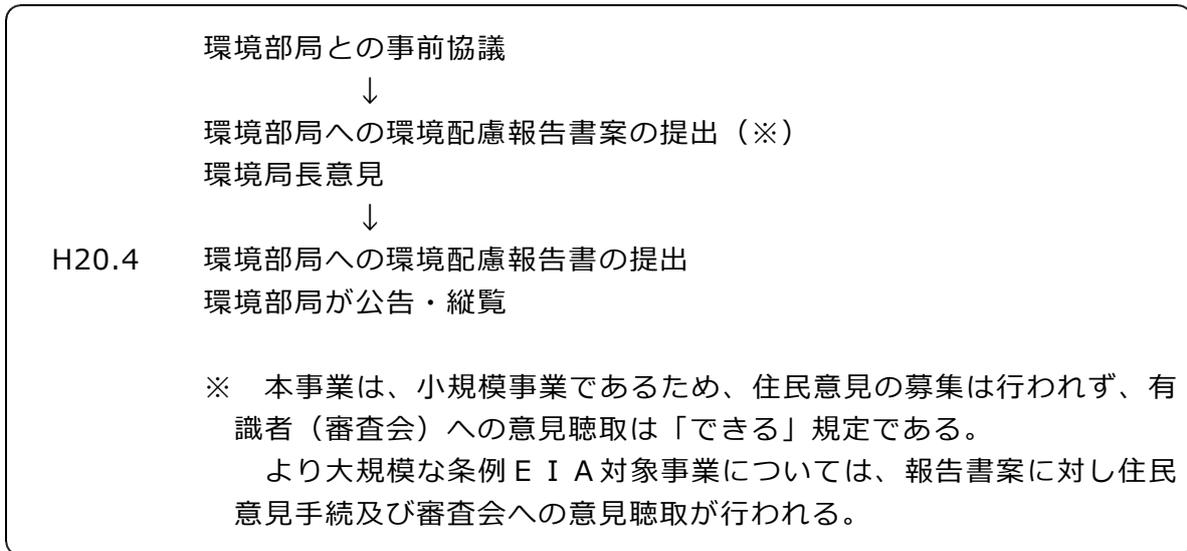
【第三者の意見聴取】

- ・ 住民意見聴取
- ・ 市町村長意見聴取
- ・ 専門委員会の意見聴取
- ・ 知事意見

【手続の詳細】

- ・ 説明会の開催
- ・ 要約書の作成

戦略的環境アセスメント事例（水垂地区運動公園（京都市））



【複数案の概要】

- 廃棄物処分場跡地（約15ha）を運動公園として整備する事業
- 3案（スポーツ施設主体、レクリエーション施設主体、バランス案）

【評価指標】

- 次の項目について、3案に◎、○及び△を付し、比較検討。

評価の視点		具体的指標
環境面	公園の存在	大気質（砂ぼこりの発生－グラウンドの面積）、 景観、触れ合い活動の場（緑地面積・構成）
	公園の利用	騒音（グラウンド等と近隣住居の距離）
	駐車場の利用	大気質、騒音、地球温暖化（利用台数予測）
	施設利用車両の 走行等	大気質、騒音、振動、地球温暖化、地域交通 （利用台数予測）
	緑地創出	市条例の評価項目（緑地面積・構成）
経済面	建設費	グラウンド整備等で費用が高くなる
	維持管理費	施設のメンテ、樹木の伐採等の費用を勘案
社会面	目的の適合性、 達成性	スポーツ大会の開催の可否、市民の憩いの場としての視 点及び多様なニーズへの対応の可否等を比較。

【環境局長意見】

- 複数案設定、環境要素の抽出、環境面の調査・予測・評価結果について妥当と判断。
- 環境配慮内容について、環境面から意見。
- 経済面及び社会面の評価については、意見を述べていない。

3 複数案の概要

公園のテーマ・性格、計画方針、施設の導入方針等を踏まえて、次の3案を設定した。

案1：スポーツ機能主体案

公園のテーマ・性格のうち、「市民が気軽に楽しめるスポーツ拠点」機能を主体とする案で、うごき（動）ゾーンを大きく確保する案

案2：レクリエーション機能主体案

公園のテーマ・性格のうち、「緑豊かで身近なレクリエーション拠点」機能を主体とする案で、あそび（動）ゾーンといこい（憩）ゾーンを大きく確保する案

案3：スポーツ・レクリエーション機能案

「スポーツ拠点」機能と「レクリエーション拠点」機能のバランスを考慮した案で、うごき（動）ゾーン、あそび（動）ゾーン、いこい（憩）ゾーンをバランスよく配置する案

これらの3案について各案の概要を以下に示す。

案1 スポーツ機能主体案

「市民が気軽に楽しめるスポーツ拠点」機能を主体とする案



- ・うごき（動）ゾーンを広く取り、サッカー、野球などを行う多目的グラウンド（土のグラウンド）を2面、グラウンドゴルフコースを3コース設置する。
- ・つどい（集）ゾーンのうち管理機能は公園の中心部に配置し、駐車場は、公園の両端・中央に分散して配置する。
- ・E1地区を取り巻くように歩行者動線の役割も兼ねた緩衝帯を設置する。

<特徴>

- スポーツ系のニーズが高い場合には望ましい案である。
- サッカー、野球などの歓声が大きくなるスポーツでの利用が主となる。
- スポーツ施設（多目的グラウンド、グラウンドゴルフコース）とE1地区の住居が隣接している。
- 南側の大きな駐車場とE1地区の住居が隣接している。
- 多目的グラウンドを2面配置しているため、緑地面積は小さい。

案2 レクリエーション機能主体案

「緑豊かで身近なレクリエーション拠点」機能を主体とする案



- ・あそび（遊）ゾーンといこい（憩）ゾーンを広く取り芝生広場や緑地、散策路などを広く設ける。
- ・サッカー、野球などを行う多目的グラウンド（土のグラウンド）は1面、グラウンドゴルフコースは2コース設置する。
- ・つどい（集）ゾーンのうち管理機能は公園の中心部に配置し、駐車場は、公園の両端・中央に分散して配置する。
- ・E1地区を取り巻くように歩行者動線の役割も兼ねた緩衝帯を設置する。

<特徴>

- 日常的な周辺地域住民の散策や憩いへのニーズが高い場合には望ましい案である。
- レクリエーション利用が主となる。
- スポーツ施設（多目的グラウンド、グラウンドゴルフコース）はE1地区の住居から離れた位置に配置している。
- 南側の大きな駐車場とE1地区の住居は隣接している。
- 多目的グラウンドは1面であり、緑地面積は大きく、樹林地も大きく確保している。

案3 スポーツ・レクリエーション機能案

「スポーツ拠点」機能と「レクリエーション拠点」機能のバランスを考慮した案



- ・うごき（動）ゾーンと、あそび（遊）ゾーン、いこい（憩）ゾーンをバランスよく配置し、市民の多様なニーズに対応する。
- ・サッカー、野球などを行う多目的グラウンド（土のグラウンド）は1面、グラウンドゴルフコースは3コース設置する。
- ・芝生広場、多目的広場は、グラウンドゴルフの大規模大会レベルの開催時には臨時のコースとして使用できる広場とする。
- ・つどい（集）ゾーンのうち管理機能と駐車場機能を公園中央部に集約させて配置する。
- ・E1地区を取り巻くように歩行者動線の役割も兼ねた緩衝帯を設置する。

<特徴>

- 多様なニーズへの対応が可能な案である。
- スポーツ利用とレクリエーション利用のどちらかに偏らない。
- 多目的グラウンドはE1地区の住居から離れた位置に配置しているが、グラウンドゴルフコースは隣接する。
- 駐車場はE1地区の住居から離れた位置に配置している。
- 多目的グラウンドは1面であり、緑地面積は大きく、樹林地も比較的大きく確保している。

(2) 予測及び評価結果

各案の比較による予測，評価の結果を以下に示す。

ア 存在

(ア)「公園施設の存在」

環境要素	指 標	案 1	案 2	案 3
大気質 (砂埃)	<ul style="list-style-type: none"> 多目的グラウンドの面積 多目的グラウンドからE1地区住居までの距離 	多目的グラウンドの面積が最も大きく(3.08ha(2面)), E1地区までの距離も近いため, E1地区への砂埃の影響が懸念される。	多目的グラウンドの面積は案1に比べて小さく(1.92ha(1面)), E1地区までの距離も遠いため, E1地区への砂埃の影響は小さいと考えられる。	多目的グラウンドの面積は, 最も小さく(1.54ha(1面)) E1地区までの距離も案2と同程度で遠いため, E1地区への砂埃の影響は最も小さいと考えられる。
景観	<ul style="list-style-type: none"> 緑地面積 緑地の構成 	スポーツ施設が主体のため, 緑地は最も小さく, 構成も単調であり, 景観上の変化は小さくなる。	緑地面積が案1に比べて大きく, また樹林地も豊富であり, 多様性も高く, 変化のある景観が形成される。	緑地面積は3案の中で最も大きい, 案2に比べると樹林地が少なく若干単調となるが, 変化のある景観が形成される。
触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> 緑地面積 緑地の構成 	スポーツ施設が主体のため, 緑地は最も小さく, 樹林地も少ないことから, 3案の中では散策等の利用には最も対応していない。	緑地面積が案1に比べて大きく, また樹林地も豊富であり, 多様性も高く散策等の利用に対応している。	緑地面積は3案の中で最も大きく, 案2に比べると樹林地は少なく若干単調となるが, 散策等の利用にも対応している。

(イ)「緑地の整備」

環境要素	指 標	案 1	案 2	案 3
緑地創出	<ul style="list-style-type: none"> 緑地面積 緑地の構成 	スポーツ施設が主体のため, 緑地は最も小さい。	緑地面積が案1に比べて大きく, また樹林地も豊富であり, 多様性も高い。	緑地面積は3案の中で最も大きい, 案2に比べると樹林地が少なく若干単調となる。

ア 供用

(ア)「公園施設の利用」

環境要素	指 標	案 1	案 2	案 3
騒音	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数 多目的グラウンドの面積 多目的グラウンドからE1地区住居までの距離 グラウンドゴルフコースからE1地区住居までの距離 	多目的グラウンドが2面あり, サッカー, 野球などのスポーツ利用者が多く, E1地区までの距離も近い, E1地区への歓声などによる影響が懸念される。	多目的グラウンドが1面でありスポーツ利用者は少なく, E1地区までの距離も遠いため, E1地区への歓声などによる影響は小さいと考えられる。	多目的グラウンドが1面であり, E1地区までの距離も遠いが, グラウンドゴルフ場が案2に比べてE1地区に近い位置にあり, E1地区への歓声などによる影響は案2より若干大きめになると考えられる。

- 凡例
- : 他の案と比べて優れている
 - : 他の案と同じまたはほとんど差がない
 - : 他の案と比べて劣っている

(イ)「駐車場の利用」

環境要素	指 標	案 1	案 2	案 3
大気質	・ 駐車場利用台数	駐車場を利用する台数が3案の中では最も多く(608台/日), 駐車場でのアイドリングなどによる, 大気汚染物質の発生, 騒音の発生, 二酸化炭素の発生などの影響がやや大きめになると考えられる。	駐車場を利用する台数は最も少なく(528台/日), 駐車場でのアイドリングなどによる, 大気汚染物質の発生, 騒音の発生, 二酸化炭素の発生などの影響は小さいと考えられる。	駐車場を利用する台数は案1と案2の中間(572台/日)であり, 影響も中程度であると考えられる。
騒音				
地球温暖化				

(ウ)「施設利用車両の走行等」

環境要素	指 標	案 1	案 2	案 3
大気質	・ 来園自家用車台数	利用者の自動車台数が最も多く(608台/日)3案の中では大気汚染物質の発生, 騒音・振動の発生, 二酸化炭素の発生, 交通混雑の発生など道路沿道及び道路への影響がやや大きめになると考えられる。	利用者の自動車台数が最も少なく(528台/日), 大気汚染物質の発生, 騒音・振動の発生, 二酸化炭素の発生, 交通混雑の発生など道路沿道及び道路への影響は小さいと考えられる。	利用者の自動車台数が案1と案2の中間(572台/日)であり, 道路沿道及び道路への影響も中程度であると考えられる。
騒音				
振動				
地球温暖化				
地域交通				

- 凡例
- : 他の案と比べて優れている
 - : 他の案と同じまたはほとんど差がない
 - : 他の案と比べて劣っている

6 経済，社会面の比較

(1) 経済面の比較

本計画の建設費と維持管理費を指標として各案の経済面を比較する。比較の結果を表6 - 1に示す。

表6 - 1 経済面の比較

指 標	案1	案2	案3
建設費	3つの案の中では、多目的グラウンドが多いため、建設費的には最も高くなる案である。	3つの案の中では、施設整備工や造成工が最も少ないため、建設費的には最も安くなる案である。	3つの案の中では中間的な建設費となる案である。
維持管理費	スポーツ施設が多いことからメンテナンスなどの維持管理費が最もかかると考えられる。 また駐車場についても分散配置しているため、維持管理費が高くなると考えられる。	維持管理としては、スポーツ施設は少ないが、樹林地が多いためこの定期的な枝の伐採などがあり、1案と同様に維持管理費が高くなると考えられる。 また、駐車場についても1案と同様に維持管理費が高くなると考えられる。	1案よりもスポーツ施設が少なく、樹林地も密度が濃いものは少ないことから、最も維持管理費が少なくなると考えられる。 駐車場についても集中配置することにより、効率的な維持管理が可能と考えられる。

凡例 : 他の案に比べて経済性が優れている
: 他の案に比べて経済性が劣っている

(2) 社会面の比較

計画地の整備に係る上位の方針として、伏見区基本計画では、「健康づくりを楽しめる場の形成」、「区民の憩いやふれあいの場の整備」、京都市市民スポーツ振興計画では、「レクリエーションゾーンの整備」が挙げられ、第1次土地利用基本計画では、「スポーツ拠点施設を中心とした公園や緑の拠点として、うるおいのある生活空間や身近なレクリエーションの場を備えたレクリエーションゾーン」などが挙げられている。また、計画地への導入機能に関する市民の要望などから、グラウンドゴルフなどのニュースポーツ施設のニーズが高いと考えられる。これらの目的の適合性、達成性の観点から各案を比較する。比較の結果を表6 - 2に示す。

表6 - 2 社会面の比較

指 標	案1	案2	案3
目的の適合性， 達成性	区域の殆どがスポーツ系の施設に占められるため、ゆっくり憩える芝生広場や樹林地の割合が最も少なくなっている。 スポーツ系の利用については、各種大会の利用等に最も柔軟に対応できると考えられる。	樹林地などを多く確保しているため、相対的にスポーツ系の施設が少なくなっている。このため、静かな公園としての空間が形成されるが、スポーツなどの大会を開催するなどの利用については、最も評価が低い案になると考えられる。	芝生広場や緑地、散策路などと、スポーツ施設をバランスよく配置しており、通常時は散策や憩い、グラウンドゴルフなどの穏やかなスポーツを中心とした利用が可能であるが、大規模なグラウンドゴルフ大会なども芝生広場や多目的広場を利用して可能であり、多様な利用に最もフレキシブルに対応が可能な案と考えられる。
	スポーツ系の視点 : 憩いの視点 : 多様なニーズへの対応 :	スポーツ系の視点 : 憩いの視点 : 多様なニーズへの対応 :	スポーツ系の視点 : 憩いの視点 : 多様なニーズへの対応 :

凡例 : 他の案に比べて目的の適合性、達成性が優れている
: 他の案と目的の適合性、達成性が同じまたはほとんど差がない
: 他の案に比べて目的の適合性、達成性が劣っている

7 総合評価

環境面、経済面及び社会面の比較の結果から総合的に評価した結果を表7 - 1に示す。

表7 - 1 総合評価

案1	案2	案3
<p>環境面については、スポーツ施設が主体となり、施設がE1地区と隣接するため、グラウンドからの砂埃の飛散や、歓声等による騒音などが懸念される。また、利用者数が3案の中で最も多く自動車での来園も多くなることから、大気汚染物質、騒音・振動、二酸化炭素、交通混雑の発生などの影響はやや大きめになると考えられる。</p> <p>経済面については、建設費、維持管理費ともに3案の中で最も高くなると考えられる。</p> <p>社会面については、区域の殆どがスポーツ系の施設に占められるため、スポーツ系の利用については、各種大会の利用等に最も柔軟に対応できると考えられるが、憩いの視点からは評価が低くなる案である。</p>	<p>環境面については、スポーツ施設が少なくE1地区から離れており、グラウンドからの砂埃の飛散や、歓声等による騒音などの影響は小さく、また、利用者数が3案の中で最も少なく自動車での来園も少なくなることから、大気汚染物質、騒音・振動、二酸化炭素、交通混雑の発生などの影響も小さくなると考えられる。</p> <p>さらに、緑地面積を大きく確保し、樹林地も豊富で多様性が高いことから、変化のある景観が形成されると考えられる。</p> <p>経済面については、建設費は3案の中で最も安くなるが、維持管理費は高くなると考えられる。</p> <p>社会面については、樹林地などを多く確保しているため、静かな公園としての空間が形成されるが、スポーツの視点からは評価が低い案になると考えられる。</p>	<p>環境面については、スポーツ施設のうち、多目的グラウンドは3案の中で最も小さく、E1地区から離れており、グラウンドゴルフ場は案2に比べてE1地区に近い位置であるが、グラウンドからの砂埃の飛散や、歓声等による騒音などの影響は小さいと考えられる。また、利用者数が案1と案2の間であり、自動車での来園も中間であることから、大気汚染物質、騒音・振動、二酸化炭素、交通混雑の発生などの影響は中程度であると考えられる。</p> <p>緑地面積は、3案の中で最も大きく、案2と比べると樹林地が少なく若干単調となるが、変化のある景観が形成されると考えられる。</p> <p>経済面については、建設費は3案の中で中間であるが、維持管理費は最も安くなると考えられる。</p> <p>社会面については、芝生広場や緑地、散策路などと、スポーツ施設をバランスよく配置しており、通常時は散策や憩い、グラウンドゴルフなどの穏やかなスポーツを中心とした利用が可能であるが、大規模なグラウンドゴルフ大会なども芝生広場や多目的広場を利用して可能であり、多様な利用に最もフレキシブルに対応が可能であり、多様なニーズへの対応の視点から最も評価が高い案になると考えられる。</p>

8 環境配慮の内容

本計画に係る環境配慮の内容について、表 8 - 1 に示す。

表 8 - 1 (1) 環境配慮の内容 (工事)

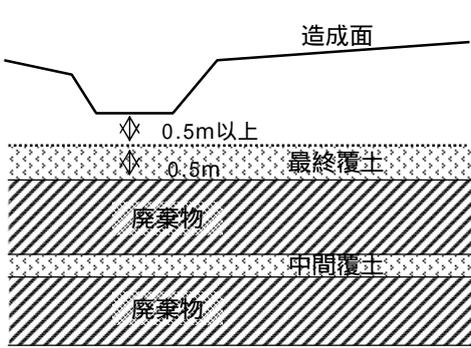
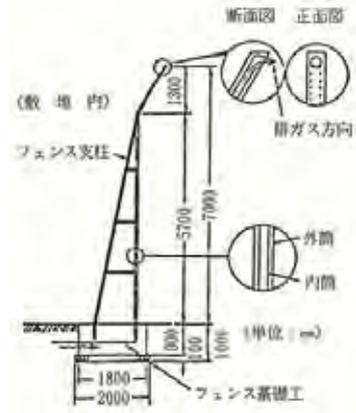
項目		環境配慮内容	
工事	大気質, 騒音, 振動, 地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械の使用に努め、施工方法や工程等を十分に検討して機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。また、整備、点検を徹底するとともにアイドルストップを徹底する。 工事用車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努め、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避ける。また、整備、点検を徹底するとともにアイドルストップを徹底する。 	
	土壌	<ul style="list-style-type: none"> 計画地は廃棄物の埋立処分地の跡地であることから、残土を搬出しないような造成計画とし、また、廃棄物層の上に最終覆土(0.5m)を含めた盛土が1.0m以下とならないような造成を行い、廃棄物層に触れないようにする。 (図 8 - 1) 汚染されることのない環境下にある土砂を搬入することを原則とし、汚染の可能性のある土砂については、事前調査を行い確認のうえ、搬入する。 	
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物が発生した場合には、できる限り再資源化に努める。 	
	地域交通	<ul style="list-style-type: none"> 交通混雑の緩和のために、工事用車両は特定の時間帯に集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の少ない資材を採用するように努める。 	

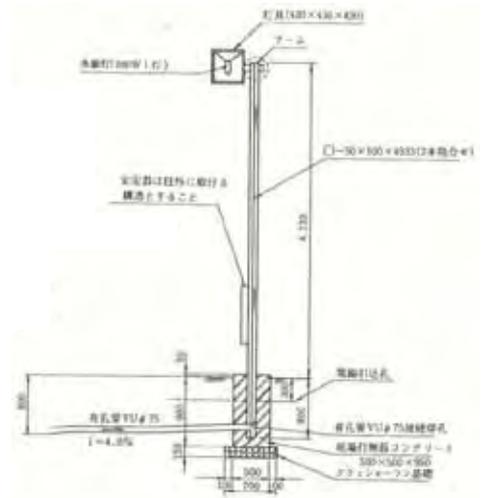
図 8 - 1 造成面模式図

表 8 - 1 (2) 環境配慮の内容 (存在)

項目	環境配慮内容	
大気質 (砂埃)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂埃を低減するために、強風時や、多目的グラウンド利用時には適宜散水を行う。 	
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス抜管から発生する悪臭の影響を軽減するために、ガス抜管の地上部はフェンスや照明塔を活用した一定高さ(3m程度以上)を確保したガス排出筒とする。(図8-2) ・ 計画地から発生する悪臭については、定期的なモニタリング調査を行い状況を把握して、必要に応じて適切な措置を講じる。 	
緑地創出、 触れ合い活 動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林地の整備や、各施設の周辺への植栽など緑化を推進し、また適切な維持管理に努める。 ・ 周辺の良い自然環境と連携した生態系のネットワークの一部として機能しうるような良好な環境を創出するため、郷土種を主体とした樹木の植栽により、「緑の島」を形成し桂川や周辺の緑地とを飛び石状に結ぶ生態系ネットワークの形成を図る。 ・ 植栽する樹種は、クスノキ、センダン、エノキ等の郷土種を中心とした樹種を用い、生物多様性の観点から常緑広葉樹と落葉広葉樹、高木と中～低木を適宜とりまぜた植栽とし、鳥類の餌となる実の成る木等も植栽することにより、多様な生物の生息環境として機能するよう配慮する。 ・ 植栽にあたっては、四季折々の花や紅葉等がみられるよう配慮する。 ・ 草本については、維持管理の手間が少ない在来種の宿根草を中心とする。 ・ 病害虫に強く、地域の気象条件等に適した種を選定する。 ・ 植栽により地面からの輻射熱を抑え、また植物の蒸散作用による気温の低減効果により市街地のヒートアイランド現象を少しでも緩和するよう緑量の確保に努める。 ・ 緑豊かな公園として「緑・生態系のネットワーク」を形成し、市民への憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド等の対策となる桂川沿いの「風の道」の形成を図る。 	
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西山連峰を望む位置にあることを活かし、西山連峰の遠景と調和した景観を形成する。 ・ 駐車場や管理棟などは出来るだけ中高木等によって視線を遮り、公園内に居るときには緑に包まれているような雰囲気味わえるような空間とする。 ・ 周辺の耕作地や桂川沿いの緑地と一体感のある里山的な景観の形成を目指し、花の咲く種や紅葉の美しい種等、四季折々の変化を楽しめる景観の形成を目指す。 ・ 羽東師墨染線沿いに桜並木を形成し、地域のシンボルとなるような景観を創出する。 ・ E1地区からの景観を保全するため、公園とE1地区の間には緩衝帯として盛土帯を設け、中高木植栽する。(図8-3) 	



(フェンス兼用の例)



(照明塔兼用の例)

図 8 - 2 ガス排出筒の例

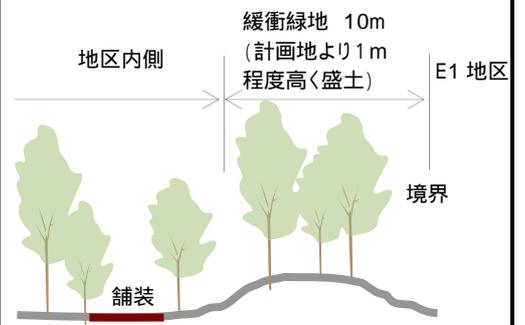


図 8 - 3 E1地区との間の緩衝帯

表 8 - 1 (3) 環境配慮の内容 (供用)

項目		環境配慮内容
供用	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ E 1 地区への歓声等による影響を軽減するため、公園と E 1 地区の間には緩衝帯として盛土帯を設け、中高木植栽する。(図 8 - 3)。
	大気質，騒音，振動，地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染物質の発生，騒音の発生，二酸化炭素の発生などを軽減するために，駐車場利用者には，アイドリングストップなどを呼びかける。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水は公共下水道に放流し，公共用水域へ負荷をかけない。 ・ 計画地からの浸出水等については，定期的にモニタリング調査を行い状況を把握して，必要に応じて適切な措置を講じる。
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの散乱等を防止するために，公園利用者にごみの持ち帰りを呼びかける。 ・ 施設から排出されるごみについては，京都市の基準に基づくごみの分別を徹底し，ごみの減量化にも努める。
	地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水の再利用等の自然エネルギーの有効活用や各種の省エネルギー設備の導入を検討する。
	地域交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時への対応，奥海院寺納所線への負荷の軽減及び利用者への利便性確保のため，埋立跡地の拡張地東側の現道から伏見柳谷高槻線に至るアクセスルートも確保する。 ・ 公園内整備道路の中心部を車止め等により車両通行禁止とし，公園利用者以外の通り抜けを防止する。 ・ 交通混雑の緩和のために，大きなイベント開催日を中心に公園利用者には公共交通の利用を呼びかける。また，イベント主催者には駅等からのシャトルバスの運行等を依頼する。 ・ 駅からの歩行者には，一般の歩行者の通行や，周辺環境に配慮するように，歩行マナーについての指導，呼びかけを行う。
	その他 (環境学習)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地が最終処分地であったことを活かして，市民が廃棄物リサイクルその他環境問題について学習し，環境意識の向上が図れる環境学習の場となるように，緑地帯の整備や学習室の設置などについて検討していく。

環境局長の意見及びこれに対する総合企画局長の見解

京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱に基づく、環境局長意見及びこれに対する総合企画局長の見解は以下に示すとおりである。

項目	環境局長意見	総合企画局長の見解
複数案の設定について	計画特性及び地域特性を考慮して三種の複数案が設定されており、概ね妥当なものと判断する。	
環境要素等の抽出について	計画特性及び地域特性を考慮して、環境要素と環境要因が整理されており、環境影響評価を実施する環境要素を抽出した理由も明らかにされていることから、妥当であると判断する。	
環境面の調査、予測及び評価結果について	現状調査を踏まえ、複数案の各々について、計画特性及び地域特性を考慮した予測及び評価がされており、妥当であると判断する。	
環境配慮内容について	<p>(1) 京都市地球温暖化対策条例の趣旨を十分に踏まえ、温室効果ガスの排出量の削減の観点から次の事項に配慮し、その検討結果を、環境配慮報告書に分かりやすく記載すること。</p> <p>ア エネルギー効率の向上が図れる設備や自然エネルギーの有効利用を図る設備などの導入に努めること。</p> <p>イ 緑化の推進、維持管理に努めること。</p> <p>ウ 供用に際しては、施設から排出されるごみの減量や分別を図ること。</p> <p>(2) 建設工事の実施に当たっては、次の事項について配慮すること。</p> <p>ア 環境負荷の少ない資材を採用すること。</p> <p>イ 建設廃棄物が発生した場合には、リサイクル等適正な処理を行うこと。</p> <p>(3) 計画地が、廃棄物の埋立処分地跡地であることから、計画地からの浸出水や発生する悪臭等については、十分に状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。</p> <p>(4) 造成工事に伴い搬入する土壌については、事前に汚染されていない土壌であることを確認しておくこと。また、その旨を環境配慮報告書に記載すること。</p> <p>(5) 計画方針において、公園のテーマ・性格の一つとして「環境復元に取り組む環境共生の拠点」を掲げていることから、市民が分かりやすく環境意識の向上が図れる環境学習の場となるように、設備等の整備に努めること。</p>	<p>左記の事項を検討し、「8 環境配慮の内容」(p41～43)をまとめた。各項目に対応する環境配慮の内容の該当箇所を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水の再利用等の自然エネルギーの有効活用や各種の省エネルギー設備の導入を検討する。 (p43, 供用 - 地球温暖化) ・樹林地の整備や、各施設周辺への植栽など緑化を推進し、また適切な維持管理に努める。 (p42, 存在 - 緑地創出, 触れ合い活動の場) ・京都市の基準に基づくごみの分別を徹底し、ごみの減量化にも努める。 (p43, 供用 - 廃棄物) ・環境負荷の少ない資材を採用するように努める。 (p41, 工事 - その他) ・建設廃棄物が発生した場合には、できる限り再資源化に努める。 (p41, 工事 - 廃棄物) ・計画地からの浸出水や発生する悪臭等については、定期的にモニタリング調査を行い状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じる。 (p42, 存在 - 悪臭, p43, 供用 - 水質) ・汚染されることのない環境下にある土砂を搬入することを原則とし、汚染の可能性のある土砂については、事前調査を行い確認のうえ、搬入する。 (p41, 工事 - 土壌) ・計画地が最終処分地であったことを活かして、市民が廃棄物リサイクルその他環境問題について学習し、環境意識の向上が図れる環境学習の場となるように、緑地帯の整備や学習室の設置などについて検討していく。 (p43, 供用 - その他(環境学習))

他の制度による構想段階での検討 配慮書手続とパブリック・インボルブメント

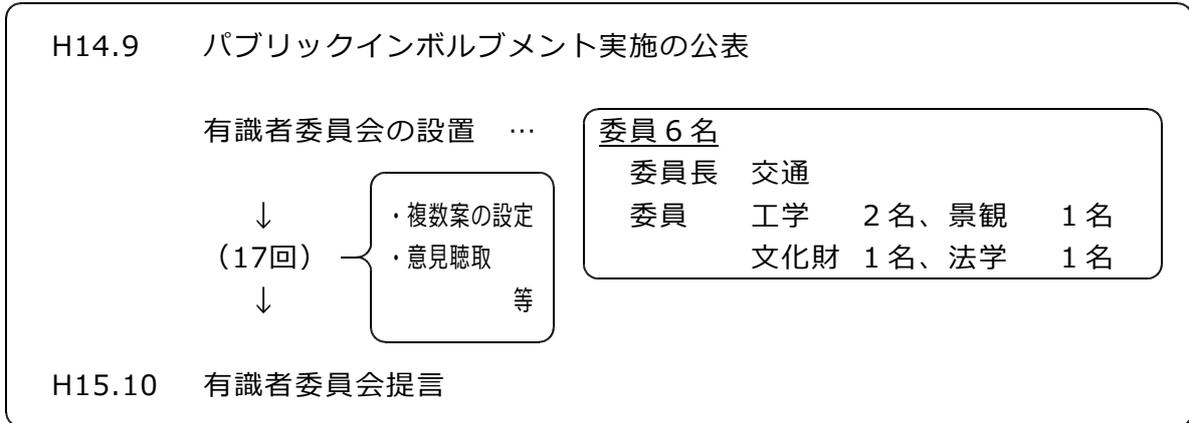
【パブリック・インボルブメントとは】

- パブリック・インボルブメント（P I）とは、公共事業の構想・計画段階において、計画策定者が、住民に対して十分な情報公開をするとともに、意見交換の場を提供し、広く住民の意見やニーズを事業計画に反映する手法。
- 評価は、社会的側面（事業の必要性等）、経済的側面（経費等）及び環境側面等の総合的見地から実施される。
- 国土交通省は、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」において、P Iは「戦略的環境アセスメントを含むもの」としている。

【配慮書手続とP I】

概要	手続	配慮書手続	P I
法律上の位置付け		環境影響評価法 (第1条) 環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について、 <u>環境の保全等について適正な配慮</u> がなされることを確保	河川事業：河川法 (第16条の2第4項) 河川整備計画の案を定める場合において、 <u>必要があるときは関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 道路・港湾・空港事業：無し (ガイドライン)
手続実施者		事業者（民間事業含む。）	原則、国
実施の段階	上位	位置・規模等検討段階 (事業アセス)	基本計画等
	構想		概ねの位置等
	詳細		詳細計画（個別事業計画）
評価項目		環境の保全	<u>社会面・経済面・環境面等</u>
複数案の検討		評価項目ごとに比較検討 (評価項目は主務省令で規定)	評価項目ごとに比較検討 (評価項目は事業ごとに設定)
住民等の意見		努力義務 (環境保全上の見地からの意見書)	双方向のコミュニケーション (情報提供・意見把握・意見交換)
委員会等		環境省が必要に応じ学識経験者の意見を聴取 (+自治体の <u>専門委員会</u> の関与)	必要に応じ <u>手続実施者が設置</u>

パブリック・インボルブメント事例（大和北道路（奈良県））



【複数案の概要】

- 4ルート案及び整備しない案（既存国道の改良）の5案
- うち2ルートについて地下区間の相違等で細分化し、最終的に10案

【住民意見聴取等の内容】

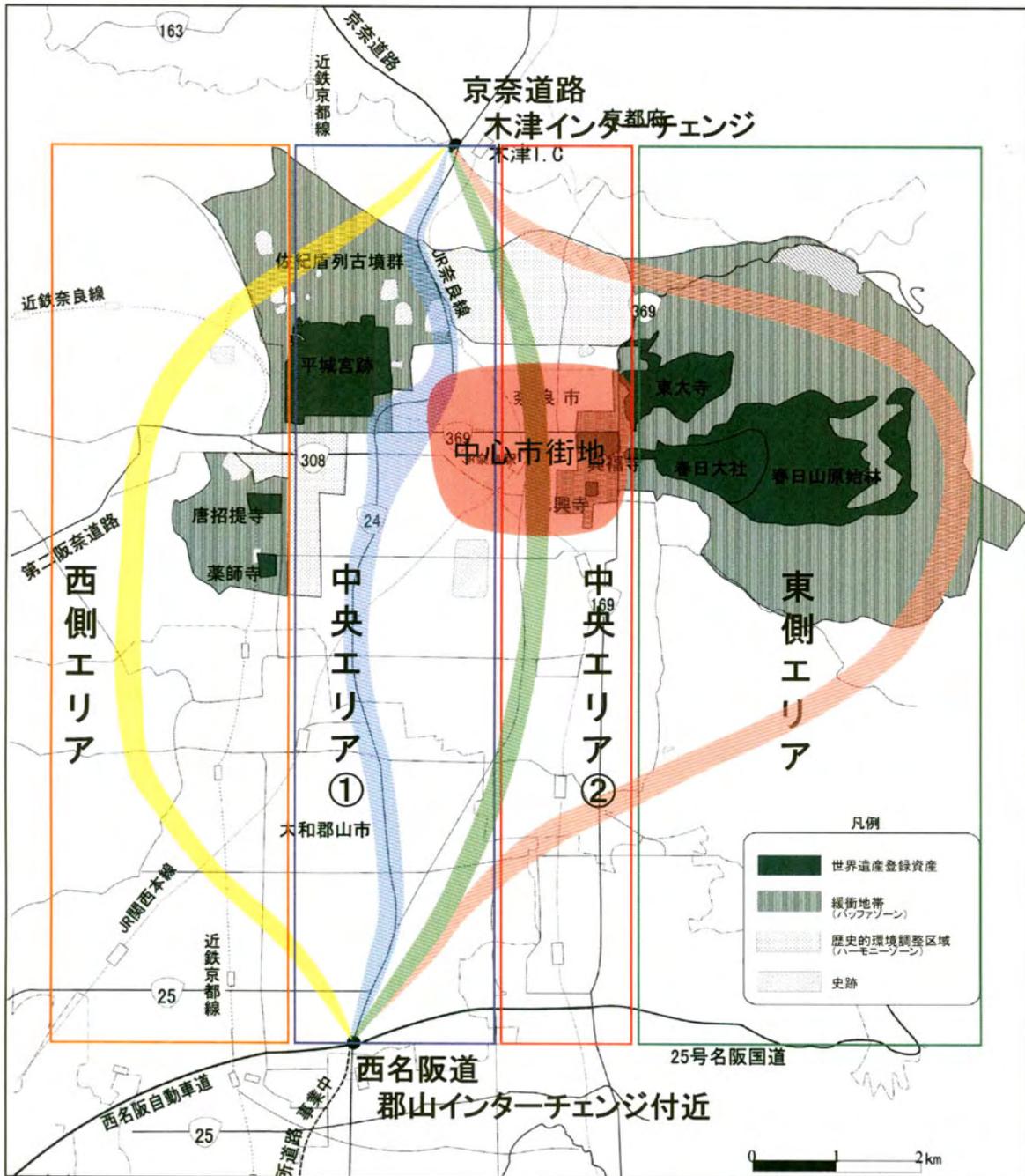
- シンポジウム(H15.2) 354名
- キャンペーン(H15.3) 3回、158名参加、のべ29名から意見
- アンケート(H15.3～4) 5,400枚配布、4,070枚回収
- 有識者ヒアリング(H15.3～8) 9分野15名
- 公聴会(H15.5) 14名
- インタビュー(H15.5～6) 2回、自治会・PTA等計22名から意見

【評価指標】（網掛け部 環境に関する指標）

評価の視点		具体的指標
課題改善	交通量転換効果	大和北道路の利用交通量
	道路混雑改善効果	国道24号の交通量変化
	環境改善効果	騒音の沿道基準達成状況、CO2・NOxの削減
	安全性向上効果	事故削減
利便性	ネットワーク機能効果	バイパス性、アクセス性
	所要時間信頼性効果	所要時間短縮と定時性
	交通連結信頼性効果	代替経路（信頼性）（迂回距離、迂回時間）
	その他	危険物輸送車両の通行可否
配慮事項	世界遺産、埋蔵文化財等	世界遺産の意義・価値への配慮、地下水への影響
	古都奈良の歴史的景観	主要な眺望点からの景観
	沿道環境の保全	沿道環境の保全（住居系用途地域の通過延長）
	建設費・費用便益比	建設費、費用便益比
	その他	用地面積、IC周辺の土地利用状況、移転建築物数

(検討のポイント)

・ルートについては、土地利用の現状、自動車交通の流動、文化財、生活環境、自然環境などの観点から4つのルートに分けて検討します。



【緩衝地帯(バッファゾーン)】

・遺産の周辺環境を直接保護するための区域
春日山地区、平城宮跡地区、西ノ京地区の3ヶ所に設けられています。

【歴史的環境調整区域(ハーモニーゾーン)】

・環境保全と都市開発との調和を図るための区域
世界遺産の一体的保全のため各緩衝地帯の間に設けられています。

法と条例の関係

規定できること

- ① 法アセスが行われる事業以外の事業に対する環境影響評価手続
- ② 法アセスの手続において、自治体が行う手続等（環境影響評価手続の進行を遅らせるもの及び事業者新たに義務を負わせるものを除く。）

（事業アセスでの例）

知事意見作成に際しての専門委員会への意見聴取、公聴会の開催（事業者の出席はなし）、
方法書住民意見への事業者見解書（知事が求めることができる規定であり、事業者の義務ではない）、
事後調査手続（環境影響評価終了後の手続であり、進行を遅延させるものではない。）

法第二種事業に対する条例SEAの義務付け

- 法第二種事業は、法配慮書手続を実施することができる（＝しないことも可能）。
- 法第二種事業であって法配慮書手続を実施しないものに、条例SEA手続を課すことは可能。（環境省環境影響評価課長通知）
- 法第一種事業及び法配慮書手続を行う法第二種事業については、条例による手続の上乗せはできない。

（法 第61条（条例との関係）抜粋）

- この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
 - 一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
 - 二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

（法第二種事業に対する条例SEA手続に係る国の整理について）

環境影響評価法の一部を改正する法律により新設された手続に関する条例における取扱いについて（通知）（平成23年9月7日環政評発第110901001号）

- 改正法第3条の10第1項の規定は、第二種事業を実施しようとする者が必要と判断した場合には、配慮書手続を実施することを可能とするよう規定したものであり、全国的な観点から必要な制度を定めたものであって、規制の限度を定めるものではない。したがって、改正法に基づく配慮書手続を行わないこととした第二種事業を実施しようとする者に対し、地方公共団体がその自然的、社会的条件から判断して必要と認める場合に、条例に基づき配慮書手続を課すことは、法第61条第2号に抵触することにはならない。